

新司法試験 短答式本試験 データリサーチ分析セミナー

配付資料

TAC  **セミナー**／新司法試験

無断複製（コピー等）・無断転載を禁じます。

〔公法系科目〕

〔第2問〕（配点：2）

いわゆる特別権力関係論に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.2〕）

ア．特別権力関係論によれば、公権力と特別な関係にある者に対して公権力が包括的な支配権を有し、公権力は法律の根拠なく人権を制限することができ、それについて裁判所の審査は及ばない。

イ．特別権力関係が成立する場合としては、法律の規定に基づくものと本人の同意に基づくものがある。前者の例として挙げられていたのは受刑者の在監関係と公務員の在勤関係であり、後者の例として挙げられていたのは国公立学生の在学関係であった。

ウ．特別権力関係論には、本質的な問題がある。それは、特別権力関係に属する者が一般国民としての地位に何らかの修正を受ける点で共通の特色を持つにとどまるにもかかわらず、権力服従性という形式的要素によって包括し、人権制約を一般的・概念的に許容する点である。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第3問〕（配点：2）

プライバシーに関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.3〕）

ア．「宴のあと」事件判決（東京地判昭和39年9月28日）は、いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利であるとし、公開を欲するか否かについては、本人の感受性を基準にして判断するとした。

イ．京都府学連事件判決（最大判昭和44年12月24日）は、個人の私生活上の自由として、何人もその承諾なしにみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有するとし、警察官が正当な理由もないのに個人の容貌等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反するとした。

ウ．講演会参加者名簿提出事件判決（最二小判平成15年9月12日）は、大学が学生から収集した参加申込者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとし、個人の人格的な権利利益を損なうおそれがあるものであるとした。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第4問〕（配点：2）

衆議院議員定数不均衡訴訟判決（最高裁判所昭和51年4月14日大法廷判決、民集30巻3号223頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.4〕）

ア．憲法第14条第1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものであり、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等も、憲法が要求するところである。

イ．議員定数配分に際しては、人口比例の原則が最も重要かつ基本的な基準ではあるが、投票価値の平等は、国会が正当に考慮することのできる他の政策的な目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会の裁量権の行使の際における考慮要素にとどまる。

ウ．投票価値の不平等が、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達し、かつ、合理的期間内における是正が憲法上要求されているに行われない場合、当該選挙は違憲無効となる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第5問〕（配点：3）

憲法第19条に関する次のアからウまでの各記述のうち、aは最高裁判所の判例を要約したものであり、bはその批判として書かれたものである。bがaの批判となっている場合には1を、bがaの批判となっていない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.5〕から〔No.7〕）

- ア. a. 謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずることは、憲法第19条が保障する良心の自由を侵害するものではない。
b. 憲法第19条の「良心」には道徳的反省や誠実さは含まれないので、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明する程度の強制は認められる。〔No.5〕
- イ. a. 内申書に記載されたのは事実である外部的行為であり、それによってその者の思想、信条を了知し得るものではない。
b. 思想、信条とその者の外部的行為の間の密接な関係を認めた三菱樹脂事件判決（最大判昭和48年12月12日）の趣旨と相違する。〔No.6〕
- ウ. a. 本件における使用者による労働者の政党所属調査は、社会的に許容し得る限界を超えて労働者の思想の自由を侵害した違法行為であるということとはできない。
b. 労働者の思想信条は、これを理由とする労働条件の差別的取扱いの有無にかかわらず、それ自体において憲法第19条に即して尊重されるべきである。〔No.7〕

〔第7問〕（配点：3）

表現の自由の制約の合憲性をめぐる判断枠組みに関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.11〕から〔No.13〕）

- ア. 広告物が貼付されている場所の性質、周囲の状況、広告物の数量や形状、貼付の仕方等を総合的に考慮し、地域的美観風致の侵害の程度と当該広告物に表れた表現の持つ価値とを比較衡量してその規制の合憲性を判断すべきである。〔No.11〕
- イ. 裁判官による積極的な政治運動の禁止の目的は、裁判官の独立及び中立・公正の確保に対する国民の信頼の維持、そして司法と立法・行政とのあるべき関係を規律することであるので、その要請は、一般職の国家公務員に対する政治的行為の禁止の要請よりも強いものというべきである。〔No.12〕
- ウ. 問題となっている写真集のわいせつ性については、芸術など性的刺激を緩和させる要素の存在、問題となっている各写真の写真集に占める比重、作者に対する当該分野の評論家からの評価、その表現手法等の観点から、写真集を全体としてみて判断すべきである。〔No.13〕

〔第11問〕（配点：3）

国家賠償請求権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.19〕から〔No.21〕）

- ア. 国又は公共団体の行為が、いわゆる非権力的な管理作用に属する場合は、大日本帝国憲法下でも判例上民法第709条以下の規定による不法行為責任がある程度まで認められていた。それゆえ、日本国憲法第17条の意義は、権力作用に属する不法行為との関係で国家無答責の原則を否定し、国家の賠償責任を明記した点にあるということができる。〔No.19〕
- イ. 日本国憲法第17条は、国又は公共団体に対し損害賠償を求める権利について、「法律の定めるところにより」として、その法律による具体化を予定している。これは公務員のどのような行為によりいかなる要件で賠償責任を負うかを全面的に立法府の裁量判断に委ねる趣旨であるから、このような法律の定めが同条に反することはないと解される。〔No.20〕
- ウ. 最高裁判所は、かつて、例えば立法の内容が憲法に違反するものであっても国会議員の立法行為は国家賠償法第1条第1項の適用上当然に違法の評価を受けるものではないとしていた。しかし、最高裁判所は、その後判例を変更し、国会で議決された法律が違憲であれば国家賠償法上も違法の評価を受けることになるという立場を採るに至った。〔No.21〕

〔第12問〕（配点：3）

憲法第31条に関する次のアからウまでの各記述について、aの見解からbの見解が導き出せる場合には1を、導き出せない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.22〕から〔No.24〕）

- ア． a． 憲法第31条は、文字どおり、刑罰を科する場合には、法律で定める手続によらなければならないという要求のみを規定したものである。
b． 条例は地方公共団体が制定する自主立法であるから、刑罰を科する場合の手続を条例で定めることも許される。〔No.22〕
- イ． a． 憲法第31条は、刑罰を科する場合の手続が法律で定められなければならないということと、手続が適正なものでなければならないということを規定したものである。
b． 憲法第31条は、罪刑法定主義を定めた規定ではなく、その根拠は憲法の別の条文に求めなければならない。〔No.23〕
- ウ． a． 憲法第31条は、刑罰を科する場合の手続の法定とその適正のみならず、実体の法定とその適正をも要求する規定である。
b． 処罰の必要性及び合理性、罪刑の均衡を要求する根拠は、憲法第31条に求められる。〔No.24〕

〔第14問〕（配点：3）

主権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.26〕から〔No.28〕）

- ア． 憲法の国民主権の原理における国民とは、最高裁判所の判例が示すところによれば、主権が日本国民に存するとする憲法前文及び第1条の規定に照らして、日本国の国籍を有する者を意味するものとされる。〔No.26〕
- イ． 主権という言葉は多義的であり、国民主権、国家主権のほかに、国家権力（統治権）そのものを意味する場合もあって、憲法第9条第1項及び第41条で使われている「国権」とは、この国家権力そのものを表すものとして使われている。〔No.27〕
- ウ． 国民主権原理を宣明する憲法では、国民の代表者を選定する選挙制度は民主主義の根幹を成すものである。憲法改正における国民投票は国民主権の具体化といえるものであるから、その投票権者の要件を公職選挙法が定める選挙権者の要件と異なって定める法律は、違憲である。〔No.28〕

〔第17問〕（配点：2）

司法に関する次のアからエまでの各記述について、正しいものの二つの組合せを、後記の1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.33〕）

- ア． 最高裁判所裁判官の国民審査は、最高裁判所の判例の趣旨に照らせば、内閣の任命を国民が確認する意味を含むので、白票は罷免を可とするものとして扱われてはならない。
- イ． 日本国憲法は特別裁判所の設置を明文で禁止しているが、弾劾裁判所は、憲法上の例外である。
- ウ． 現行法を改正して最高裁判所を頂点とした二審制となる審級制度を導入することは、違憲である。
- エ． 憲法上の直接的な明文の規定はないが、司法権の独立の観点から、最高裁判所及び下級裁判所が司法行政権を担っていると解されている。
- 1． アとイ 2． アとウ 3． アとエ 4． イとウ 5． イとエ 6． ウとエ

〔第19問〕（配点：3）

旭川市国民健康保険条例事件判決（最高裁判所平成18年3月1日大法廷判決、民集60巻2号587頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.35〕から〔No.37〕）

- ア． 租税は、国民に対して直接負担を求めるものであるから、課税をするに当たっては、必ず国民の同意を得なければならない。したがって、租税を創設し、改廃する場合だけでなく、課税要件と賦課及び徴収の手続についても、全て法律に基づいて定められる必要がある。〔No.35〕
- イ． 憲法第84条は、直接的には、租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが、国、地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課であっても、その性質に応じて、法律又は法律の範囲内で制定された条例によって適正な規律がなされるべきである。〔No.36〕
- ウ． 憲法第84条の定める「租税」とは、国又は地方公共団体が、その課税権に基づいて、その使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭給付のことをいい、市町村が行う国民健康保険の保険料の徴収には憲法第84条の趣旨は及ばない。〔No.37〕

〔第21問〕（配点：2）

次の文章は、A省の国家公務員甲乙2名の会話である。アからウまでの下線部の各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.41〕）

甲 「課長から、次期通常国会に提出する交通基本法の法案作成に取り掛かるよう指示された件で、少し相談しましょう。今回の作業では、基本法が一般の法律に比べてどのような特色があるのか、まず、この点から調べないといけませんね。」

乙 「例えば、環境基本法では、環境の保全に関する基本的施策として環境基本計画の策定などが定められています。」

甲 「従来の立法例から判断すると、基本法を定めるのであれば、基本的施策としての基本計画の策定については、その大綱は、法律で定めておく事項であると理解していいですね。」

乙 「（ア）法律の留保原則の中でも、侵害留保の考え方によれば、国の将来の基本的な政策について、その在り方を規定するような事項は、国会の議決によるべきであって、行政に委ねることはできないことになっています。」

甲 「地方自治が重視される時代だから、立法の準備に当たっては、法律が地方公共団体に対して与える影響についても、あらかじめ考えておく必要がありますね。」

乙 「最近では、公共交通の利用が困難な市民への対策を内容とした生活交通条例を制定した市も存在するようです。こうした市の条例とこれから準備する法律が抵触した場合、どうなるのでしょうか。」

甲 「（イ）法律による行政の原理の内容として、法律の優位原則によれば、法律の定めに対する違反が存在する場合には、法律の効力が条例に優越することになっています。法律に抵触する限りで、市の条例は、無効になります。」

乙 「重要な法律案なので、準備に当たっては、関係各方面の意見を聴かないといけません。昔なら、業界アンケートと根回しで足りたのだらうけれど、今回は対話型行政を心掛けてみましょう。命令等を定めようとする場合に行政手続法で求められている意見公募手続にならって意見を集めようと思いますが、こうした手続が違法になることはないですね。」

甲 「（ウ）行政手続法は、法律案について、意見公募手続と同じ内容の手続で広く一般の意見を求めることまで排除する趣旨を含まないでしょう。」

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第22問〕（配点：3）

行政行為に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.42〕から〔No.45〕）

ア. 行政処分は、たとえ違法であっても、適法に取り消されない限りその効力を有する。〔No.42〕

イ. 処分庁は、成立時には瑕疵がなかったが後発的な事情の変化により存続させることが妥当でなくなった行政行為について、法令上明文の規定がない限り、その効力を将来にわたり消滅させることができない。〔No.43〕

ウ. 特許の無効審決が確定する以前には、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができない。〔No.44〕

エ. 審査請求に対する裁決は、特別の規定がない限り、裁決庁自らにおいて取り消すことはできない。〔No.45〕

〔第24問〕（配点：2）

行政手続法に基づいて国の行政庁が定める審査基準及び処分基準に関し、次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。ただし、適用除外については考慮することを要しない。（解答欄は、〔No.47〕）

ア. 審査基準は申請に対する処分の審査手続に関する基準、処分基準は申請に対する処分の内容に関する基準であり、行政庁は、そのいずれをもあらかじめ定めておかなければならない。

イ. 行政庁は、審査基準及び処分基準を定めるに当たり、行政手続法に基づく意見公募手続を経なければならない。

ウ. 行政庁は、処分基準に従わない行政処分を行うことができないから、裁判所が処分基準に従って行われた行政処分を違法として取り消すためには、処分基準が無効であるか、又は違法として取り消される必要がある。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第26問〕（配点：3）

次の文章は、A町と産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）であるYとが締結した公害防止協定（以下「本件協定」という。）に定められた、Yの産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の使用期限を平成15年12月31日とする旨の条項（以下「本件期限条項」という。）に基づき、A町の地位を合併により承継したX市がYに対し、Yの処理施設の使用の差止めを求める訴えについて判断を示した最高裁判所平成21年7月10日第二小法廷判決の判示の一部である。後記アからエまでの各記述について、それぞれ同判決の考え方に適合する場合には1を、適合しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.52〕から〔No.55〕）

「規定（注1）は、知事が、処分業者としての適格性や処理施設の要件適合性を判断し、産業廃棄物の処分事業が廃棄物処理法の目的に沿うものとなるように適切に規制できるようにするために設けられたものであり、上記の知事の許可（注2）が、処分業者に対し、許可が効力を有する限り事業や処理施設の使用を継続すべき義務を課すものではないことは明らかである。そして、同法には、処分業者にそのような義務を課す条文は存せず、かえって、処分業者による事業の全部又は一部の廃止、処理施設の廃止については、知事に対する届出で足りる旨規定されているのであるから（中略）、処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断で行えることであり、その結果、許可が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃止されることがあったとしても、同法に何ら抵触するものではない。したがって、（中略）本件期限条項が（中略）廃棄物処理法の趣旨に反するということもできない。」

（注1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の諸規定を指す。

（注2）廃棄物処理法が定める産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可を指す。

ア. 市町村は、処分業者との間で公害防止協定を締結し、法律又は条例に根拠がなくても、協定の定めにより処分業者に対し、公害防止のための義務を課することができる。〔No.52〕

イ. 市町村ではなく県が処分業者との間で公害防止協定を締結し、処分業者に対し、県知事が廃棄物処理法に基づいて行った許可が効力を有する期間内に、事業や処理施設を廃止する義務を課することも、同法に抵触しない。〔No.53〕

ウ. Yが本件協定の本件期限条項に違反して処理施設の使用を継続した場合、県知事は廃棄物処理法に基づく処理施設の設置許可を撤回することができる。〔No.54〕

エ. 市町村が処分業者に対し、公害防止協定に基づく義務の履行を求める訴えは、法律上の争訟に当たる。〔No.55〕

〔第27問〕（配点：2）

行政代執行法による代執行に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.56】）

ア．火薬類取締法第22条に基づく火薬類の廃棄の義務は、法律に基づいて行政庁が命じるものではなく、法律から直接生じるものであるが、行政庁は、これを代執行の対象にすることができる。

（参照条文）火薬類取締法

第22条 製造業者若しくは販売業者が、（中略）許可の取消その他の事由により営業を廃止した場合、火薬類を消費する目的で（中略）火薬類の譲受若しくは輸入の許可を受けた者が、その火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなつた場合又は（中略）火薬類の消費の許可を受けた者がその許可を取り消された場合において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。（以下略）

イ．都市公園内に設置された工作物につき、都市公園法第27条第1項による除却命令に続いて、行政代執行法第3条第1項による戒告を受けたXが、当該戒告の取消訴訟を提起した場合において、Xは、除却命令が無効であるとしても、これを、戒告の取消しを求めるために主張することはできない。

（参照条文）都市公園法

第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、（中略）都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（中略）の改築、移転若しくは除却（中略）を命ずることができる。（以下略）

2～10 （略）

ウ．代執行の終了後においては、代執行に要した費用を義務者から徴収できなくなるおそれがあるときは、行政庁は、代執行をする前に、国税滞納処分の例により、費用を徴収することができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第28問〕（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.57】から【No.60】）

ア．行政庁による氏名の公表は、個人の名誉、信用等を毀損するおそれがあるから、行政庁は、法律の根拠がなければ公表することはできない。【No.57】

イ．法律による行政の原理によれば、議会制定法によって義務の履行強制が可能であるから、現行法上、直接強制について、法律のほか条例を根拠規範とすることも許される。【No.58】

ウ．法律違反に対する行政上の秩序罰としての過料は、違反者に制裁として金銭的負担を科すものであり、刑罰ではないので刑法総則の適用はない。【No.59】

エ．執行罰としての過料は、刑罰の一種であるから、二重処罰の禁止（憲法第39条）の規定に照らし、義務が履行されるまで過料を繰り返し科すことは許されない。【No.60】

〔第29問〕（配点：3）

運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新に当たり、一般運転者（優良運転者又は違反運転者等以外の者）として扱われ、優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されて更新処分を受けた者が、当該更新処分中の同人を一般運転者とする部分の取消し等を求めた事案において、訴えの利益の有無について判断を示した最高裁判所平成21年2月27日第二小法廷判決（民集63巻2号299頁）の次の判示を読み、後記アからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.61〕から〔No.64〕）

「確かに、免許証の更新処分において交付される免許証が優良運転者である旨の記載のある免許証であるかそれのないものであるかによって、当該免許証の有効期間等が左右されるものではない。また、上記記載のある免許証を交付して更新処分を行うことは、免許証の更新の申請の内容を成す事項ではない。しかしながら、上記のとおり、客観的に優良運転者の要件を満たす者であれば優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して行う更新処分を受ける法律上の地位を有することが肯定される以上、一般運転者として扱われ上記記載のない免許証を交付されて免許証の更新処分を受けた者は、上記の法律上の地位を否定されたことを理由として、これを回復するため、同更新処分の取消しを求める訴えの利益を有するというべきものである。」

（注）道路交通法第101条の2の2第1項及び第108条の2第1項第11号並びに道路交通法施行規則（平成18年内閣府令第4号による改正前のもの）第38条第12項によれば、免許証の更新の申請等に関する優良運転者の特例として、①免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するものは、更新申請書の提出を、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行うことができ、また、②更新時講習は、優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じて行うものとされているところ、優良運転者に対する講習は、「道路交通の現状及び交通事故の実態」等の講習事項につき教材を用いた講習方法により30分行うこととされているのに対し、一般運転者に対する講習は、「自動車等の運転について必要な適性」の講習事項が加わり、筆記検査に基づく指導を含む講習方法によって1時間行うこととされている。

ア．本判決は、優良運転者による更新処分の申請の内容について、優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して更新処分を行うことを求めるものであると解している。〔No.61〕

イ．本判決は、更新処分において一般運転者として扱われ優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されることが、優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して行う更新処分を受ける法律上の地位を損なう不利益に当たり得ることを認めたものである。〔No.62〕

ウ．本判決によれば、優良運転者に区分されるべき者に対して優良運転者である旨の記載のない免許証を交付して更新処分を行うことは、その者の名誉、信用等を損なうものであるから、訴えの利益を根拠付ける不利益に当たることになる。〔No.63〕

エ．本判決によっても、申請の段階で一般運転者に区分されたことを知った上で優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されて更新処分を受けた者は、同更新処分の取消しを求めることはできず、当該免許証に優良運転者である旨の記載をすることの義務付けを求める訴えを提起すべきことになる。〔No.64〕

〔第30問〕（配点：2）

訴えの利益に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.65〕）

ア．町営土地改良事業の施行認可処分の取消しを求める訴訟の係属中に、事業計画に係る工事及び換地処分がすべて完了したため、社会通念上事業施行以前の原状に回復することが不可能になったとしても、認可処分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

イ．退去強制令書の送還部分が執行され、被処分者が強制送還されてしまえば、処分はその目的を達成し、被処分者の退去義務は消滅するが、退去を強制された者の本邦への上陸拒否期間が経過するまでは、退去強制令書発付処分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

ウ．都市計画法第29条に基づく開発許可の取消しを求める訴訟の係属中に、許可を受けた開発行為に関する工事が完了し、検査済証が交付されたとしても、当該開発許可が判決で取り消された場合には、違法な開発行為であることが公権的に確定され、その拘束力により都道府県知事等は同法第81条に基づく違反是正命令を発すべき義務を負うことになるから、開発許可の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第31問〕（配点：2）

処分の取消しの訴えの出訴期間等に関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.66〕）

ア．処分に係る通知の書面が当該処分の相手方の住所に郵便により配達された場合には、当該処分の取消しの訴えの出訴期間に係る「処分（中略）があつたことを知つた日」（行政事件訴訟法第14条第1項）については、反証のない限り、当該書面の配達された日がこれに当たるとされる。

イ．処分につき審査請求をすることができる場合において、適法な審査請求があつたときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知った日から6か月を経過するまでは、処分があつたことを知った日から6か月を経過した後であっても、適法に提起することができる。

ウ．法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合には、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないときに限り、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを適法に提起することができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第32問〕（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.67〕から〔No.70〕）

ア．最高裁判所の判例によれば、所得税の納税申告（通常のいわゆる白色申告）に対する更正処分の取消訴訟において、被告は、当該更正処分の正当性を維持する理由として、更正の段階において考慮されなかった事実を新たに主張することも許される。〔No.67〕

イ．飲酒運転を理由とする公務員の懲戒処分の取消訴訟において、当該公務員が処分時以前に公金横領をしていたことが判明したとして、被告がこれを懲戒事由として主張することは許されない。〔No.68〕

ウ．最高裁判所の判例によれば、情報公開条例において非開示決定を行うときには、非開示の理由を付記しなければならないと定められている場合に、理由の付記が不十分でありその要件を欠くと判断される以上、後に実施機関により理由の説明がされたとしても、その瑕疵が治癒されたものということとはできない。〔No.69〕

エ．最高裁判所の判例によれば、情報公開条例において非開示決定を行うときには、非開示の理由を付記しなければならないと定められている場合には、非開示決定取消訴訟において、被告が非開示決定の通知書に付記された理由以外の理由を主張することは許されない。〔No.70〕

〔第 33 問〕（配点：3）

普通地方公共団体であるA市においては、公金の支出を内容とする特定の処分をする権限が、市長から総務部長に委任されていた。このような場合において、A市の住民Xが地方自治法（以下「法」という。）第242条の2第1項の規定に基づいて提起する住民訴訟における被告とすべき者（他の訴訟要件については問題はないものとする。）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.71】から【No.74】）

- ア．問題とされる処分がされることが相当の確実さをもって予測される事例において、Xは、総務部長Bを被告として、法第242条の2第1項第1号の規定に基づき処分の差止めを求める住民訴訟を適法に提起することができる。【No.71】
- イ．問題とされる処分が総務部長Bにより既にされた事例において、Xは、A市を被告として、法第242条の2第1項第2号の規定に基づき処分の取消しを求める住民訴訟を適法に提起することができる。【No.72】
- ウ．問題とされる処分が総務部長Bにより既にされた事例において、Xは、市長Cを被告として、法第242条の2第1項第4号本文の規定に基づきBに損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟を適法に提起することができる。【No.73】
- エ．問題とされる処分が総務部長Bにより既にされた事例において、Xは、市長CのBに対する指揮監督上の過失を理由に法第242条の2第1項第4号本文の規定に基づきCに損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟を提起するときは、市長以外の職員を被告としなければならない。【No.74】

（参照条文）地方自治法

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果（中略）に不服があるとき（中略）は、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三（略）

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求（以下略）

2～10 （略）

11 第2項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第43条の規定の適用があるものとする。

12 （略）

（参照条文）行政事件訴訟法

第43条民衆訴訟（中略）で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第9条及び第10条第1項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2, 3 （略）

〔第34問〕（配点：2）

Aは、自宅の建築を計画し、Y市の建築主事から建築確認（以下「本件建築確認」という。）を受けた。この建築計画地の隣地に自宅を所有して居住しているXは、本件建築確認に係る取消訴訟の出訴期間経過後に、本件建築確認に係る建築計画は、建築基準関係規定に適合しておらず同計画に係る建築物は倒壊の危険がある旨主張して、本件建築確認につき無効確認訴訟（以下「本件無効確認訴訟」という。）を提起した。次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.75〕）

ア．無効確認訴訟と国家賠償請求訴訟とは同種の訴訟手続ではないものの、Xは、本件無効確認訴訟の提起後に、本件建築確認が違法であることを理由として、それにより生じた損害について、Y市に対する国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求に係る訴えを本件無効確認訴訟に併合して適法に提起することができる。

イ．取消判決の第三者効を定めた行政事件訴訟法第32条第1項は、無効確認訴訟にも準用されるから、本件無効確認訴訟につき認容判決がされた場合、Xは、Aに対して、本件建築確認の効力が無効である旨の主張をすることができる。

ウ．無効な処分の効力につき執行停止を觀念することはできないから、Xは、本件無効確認訴訟を提起した上で、本件建築確認の処分の効力の停止を申し立てることはできない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第35問〕（配点：3）

仮の救済等に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.76〕から〔No.79〕）

ア．執行停止の申立てについては、裁判所は、一定の場合には、相手方の意見を聴かないで、執行停止を命ずる決定をすることができる。〔No.76〕

イ．仮の義務付けの申立てについては、裁判所は、一定の場合には、義務付けの訴えの提起がなくとも、仮の義務付けを命ずる決定をすることができる。〔No.77〕

ウ．仮の差止めの申立てがされた場合、行政庁は、仮の差止めを命ずる決定がされるまでは、対象とされる処分をすることができる。〔No.78〕

エ．行政事件訴訟法には、当事者訴訟について、同法第44条の規定の適用を排除する定めはない。〔No.79〕

（参照条文）行政事件訴訟法

第44条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第91号）に規定する仮処分をすることができない。

〔第36問〕（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.80〕から〔No.83〕）

ア．検察官が公訴を提起したが裁判で無罪が確定した場合、当該公訴提起は国家賠償法上違法の評価を受ける。〔No.80〕

イ．裁判官がした争訟の裁判については、上訴等の訴訟法上の救済方法が存するから、その裁判内容に上訴等の訴訟法上の救済方法によっては是正されるべき瑕疵が存在したとしても、国家賠償法上違法の評価を受けることはない。〔No.81〕

ウ．公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法又は公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、水俣病と認定すべき旨の申請を知事に行ったものの、何らの応答処分を相当期間内に受けなかったという場合、申請者としては、不作為の違法確認の訴えを適法に提起することができる。〔No.82〕

エ．上記ウの場合において、認定要件を満たす者が被る損害は、認定されることにより解消されることになるから、申請処理の遅延による精神的苦痛について国家賠償法に基づく慰謝料請求は認められない。〔No.83〕

〔第39問〕（配点：2）

審議会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.86〕）

ア．国家行政組織法第8条の定める合議制の機関は、行政の意思形成過程に学識経験者等の持つ専門知識等を取り入れることを趣旨としていることから、当該機関で審議する政策と利害関係を有する者又はその利益代表者をその構成員として任命することは、同条の趣旨に違反するほか、行政の中立性原則に反し許されない。

（参照条文）国家行政組織法

第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

イ．国家行政組織法第8条は、国の重要な行政施策が法律又は政令に基づく審議会の下で、透明性を保障された手続において審議されるべきであるという趣旨に基づくことから、大臣が私的諮問機関を設置して、重要事項に関する調査審議を当該機関に諮問することは許されない。

ウ．審議会に関して、限られた範囲の委員からの情報収集にとどまるという批判がみられたことから、政策の企画立案等に関する情報を広く国民から直接に収集する手法として、行政手続法において意見公募手続が整備された。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第40問〕（配点：2）

行政活動は、多様な主体を通じて行われている。次のアからウまでの各記述について、それぞれ①の記載を前提にして、②の記載が正しいものに○を、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.87〕）

ア．①国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものには、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものがある。②このようなものについては、法律の定めるところにより独立行政法人を設立し、その事務を効率的かつ効果的に行わせる場合がある。

イ．①国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものについて、法律又はこれに基づく政令において第1号法定受託事務として定め、都道府県、市町村又は特別区に行わせることとする場合がある。②この場合、都道府県等は、国の行政機関として当該事務を行うことになる。

ウ．①指定確認検査機関が建築基準法に基づく建築確認業務を行う場合のように、法律の定めに基づいて私人（法人を含む。以下同じ。）に行政処分を行わせる場合もある。②この場合、行政主体が当該私人との間で委任契約を締結することになる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【刑事系科目】

【第5問】（配点：3）

次の1から5までの各事例における甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、甲に危険運転致傷罪が成立するものを2個選びなさい。（解答欄は、[No. 11]，[No. 12] 順不同）

1. 甲は、自動車を運転中、前方の交差点に設置された対面信号機が赤色表示に変わったのに気付かず、時速約50キロメートルで同交差点に進入したところ、歩行者用信号機の青色表示に従って前方の横断歩道上を歩行していた乙に自車を衝突させ、乙に傷害を負わせた。
2. 甲は、乙を助手席に同乗させて雨の降る山道を自動車で走行中、指定最高速度が時速40キロメートルであることや、降雨のため路面が滑りやすい状況であることを認識しつつも、対向車もなかったので事故を起こすことはないだろうと思い、時速約100キロメートルの速度で急カーブに進入したところ、後輪が滑走したために同カーブを曲がりきれず、自車を道路脇の樹木に衝突させ、乙に傷害を負わせた。
3. 甲は、飲酒の影響で歩行が困難な状態であることを認識しながら自動車の運転を開始し、運転開始後も自車が激しく蛇行していることを認識しながらも、運転技術に自信があったので、事故を起こすことはないだろうと思い運転を継続したところ、飲酒の影響により、自車を蛇行させて、道路の右脇を歩行していた乙に衝突させ、乙に傷害を負わせた。
4. 甲は、交通違反を繰り返して自動車運転免許の取消処分を受けていたものの、自動車の運転経験が長く運転技術に自信があったので、事故を起こすことはないだろうと思って自動車の運転を始めたが、運転中脇見をしてハンドル操作を誤り、自車を対向車線に進出させて乙運転の対向車と衝突させ、乙に傷害を負わせた。
5. 甲は、片側1車線の道路を自動車を運転して進行中、時速約50キロメートルで走行する乙運転の先行車を追い越すに当たり、対向車両が接近しており、追越しを完了させるには乙車の直前に進入する必要があったので、同車の通行を妨害することになるかもしれないと思いつつ、対向車線に自車を進出させて追越しを開始し、乙車の直前に自車を進入させたところ、乙が驚いてハンドルを左に切り、乙車をガードレールに衝突させ、乙に傷害を負わせた。

【第7問】（配点：3）

強盗殺人罪に関する次の【見解】A説ないしC説に従って後記【事例】ⅠないしⅢにおける甲の罪責を検討し、後記1から5までの【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No. 14]，[No. 15] 順不同）

【見 解】

強盗殺人罪が成立するためには、

A説：殺人行為が強盗の機会に行われなければならないとする。

B説：殺人行為が強盗の手段でなければならないとする。

C説：殺人行為が強盗の手段である場合に限らず、事後強盗（刑法第238条）類似の状況における殺人行為も含むとする。

【事 例】

- Ⅰ. 甲は、強盗の目的で、乙に対し、持っていたナイフを突き付け、「金を出せ。出さなかったら殺す。」などと申し向け、反抗を抑圧された乙から現金を奪い取った後、逃走しようとしたが、乙に追跡され、犯行現場から約10メートル逃げたところで、捕まらないようにするため、殺意をもって乙の胸部を刃物で突き刺し、乙を即死させた。
- Ⅱ. 甲は、乙所有の自動車1台を窃取し、犯行翌日、同車を犯行場所から約10キロメートル離れた場所で駐車させ、用事を済ませた後、同車に戻ってきたところを乙に発見され、同車を放置して逃走した。甲は、乙に追跡されたので、捕まらないようにするため、殺意をもって乙の胸部を刃物で突き刺し、乙を即死させた。
- Ⅲ. 甲は、乙方において、乙をロープで縛り上げた上、乙所有の現金を奪い取った後、乙方から逃走しようとしたが、乙方玄関先において、たまたま乙方を訪問した丙と鉢合わせとなり、丙が悲鳴を上げたことから、犯行の発覚を恐れ、殺意をもって丙の胸部を刃物で突き刺し、丙を即死させた。

【記 述】

1. A説によれば、事例Ⅰでは強盗殺人罪が成立する。
2. A説によれば、事例Ⅲでは強盗殺人罪は成立しない。
3. B説によれば、事例Ⅱでは強盗殺人罪は成立しない。
4. B説によれば、事例Ⅲでは強盗殺人罪が成立する。
5. C説によれば、事例Ⅱでは強盗殺人罪が成立する。

【第10問】（配点：3）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No. 19】から【No. 23】）

- ア. 甲は、乙を毒殺する目的で毒入り菓子をお歳暮として郵送するため、郵便局の窓口でその菓子を包んだ小包の郵送を申し込んだが、誤って実際には存在しない住所を宛先として記載したために同小包はどこにも配達されずに甲宅に送り返された。この場合、甲には殺人未遂罪が成立する。【No. 19】
- イ. 甲は、自己が居住する建物に付した火災保険の保険金を保険会社からだまし取る目的で同建物に放火したが、保険金を請求するに至らなかった。この場合、甲には詐欺未遂罪は成立しない。【No. 20】
- ウ. 甲は、乙の住居内に侵入し、タンスの引き出しを開けるなどして金目の物を探したが、見付けることができないうちに乙に発見された。甲は、逮捕を免れるため、乙に対して包丁を示して脅迫し、屋外に逃走したが、通報により駆けつけた警察官に現場付近で逮捕された。この場合、甲には事後強盗未遂罪が成立する。【No. 21】
- エ. 甲は、勾留状の執行により拘禁されている未決の被告人であったところ、逃走の目的で拘禁場の換気孔の周辺の壁部分を削り取って損壊したが、いまだ脱出可能な穴を開けるに至らず、逃走行為自体に及ばないうちに検挙された。この場合、甲には加重逃走未遂罪は成立しない。【No. 22】
- オ. 甲は、他人が居住する建物に放火することを企て、30分後に発火して導火材を経て同建物に火が燃え移るように設定した時限発火装置を同建物に設置したが、設定した時刻が到来する前に発覚して同装置の発火に至らなかった。この場合、甲には現住建造物等放火未遂罪は成立しない。【No. 23】

【第11問】（配点：2）

偽証罪に関する次の【見解】に従って後記1から5までの【記述】を検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、【No. 24】，【No. 25】順不同）

【見 解】

A説：偽証罪は、宣誓した証人が客観的事実に反する陳述をした場合に成立する。

B説：偽証罪は、宣誓した証人が自己の記憶に反して陳述をした場合に成立する。

【記 述】

1. 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反すると思いながら陳述したが、それが客観的事実に合致していた場合、A説によれば、偽証罪は成立しない。
2. 上記1の場合、B説によれば、偽証罪は成立しない。
3. 証人が客観的事実に反しないと思いながら自己の記憶どおりに陳述したが、それが客観的事実に合致していない場合、A説によれば、偽証罪が成立する。
4. 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反すると思いながら陳述し、それが客観的事実に合致していない場合、A説によっても、B説によっても、偽証罪が成立する。
5. 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反しないと信じて陳述したが、それが客観的事実に合致していない場合、A説によれば、偽証罪は成立しない。

〔第12問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，〔No. 26〕）

1. 前科のない甲が強盗致傷罪を犯して同罪で起訴された場合，裁判所は，酌量減軽をする事由があれば，甲に対し，懲役3年，5年間執行猶予（保護観察なし）の判決を宣告することができる。
2. 前科のない甲が窃盗罪を犯して同罪で起訴された場合，裁判所は，甲に対し，罰金30万円の判決を宣告するに当たり，その執行を猶予することができる。
3. 甲は，判決により，懲役2年，3年間執行猶予（保護観察なし）に処せられたが，その後犯した窃盗罪で起訴され，前記執行猶予期間の経過前に判決宣告日を迎えた。この場合，裁判所は，甲に対し，懲役2年，3年間執行猶予（保護観察付き）の判決を宣告することができる。
4. 甲は，判決により，懲役1年，2年間執行猶予（保護観察なし）に処せられたが，その後犯した窃盗罪で前記執行猶予期間の経過前に起訴され，同執行猶予期間経過後に判決宣告日を迎えた。この場合，裁判所は，甲に対して，懲役3年，5年間執行猶予（保護観察付き）の判決を宣告することができる。
5. 懲役刑に処せられた甲が，その執行終了の1年後に犯した窃盗罪で起訴され，執行終了後5年を経過する前に判決の宣告を受ける場合，裁判所は，甲に対して，執行猶予付きの懲役刑を言い渡すことができない。

（参照条文）刑法

第235条 他人の財物を窃取した者は，窃盗の罪とし，10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第240条 強盗が，人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し，死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

〔第15問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し，正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，〔No. 31〕，〔No. 32〕順不同）

1. 甲は，人通りの多い路上で，不特定多数の通行人を勧誘して客を集めた上，近隣のビルの1室において，外部との出入りを制限した状態で，自らが雇用了男女に全裸で性行為を行わせ，それを6名の客に有料で観覧させて利益を得た。この場合，甲に公然わいせつ罪の共同正犯は成立しない。
2. 甲は，自己の所有するパソコンからわいせつな画像データをサーバーに送信して記憶・蔵置させた上，不特定多数の者が，インターネットを経由して同わいせつ画像データをダウンロードして，パソコンの画面上に再生して閲覧することを可能にした。この場合，閲覧する者において，閲覧の際，画像データのダウンロード等の作業をする必要があったとしても，甲にわいせつ物公然陳列罪が成立する。
3. 甲は，わいせつな映像が録画されたマスターDVDを所持していたが，甲には，同マスターDVD内に記録されたわいせつな映像を客の注文に応じて他のDVDに複写して販売する意図はあったものの，同マスターDVD自体を販売する意図はなかった。この場合，甲にわいせつ物販売目的所持罪は成立しない。
4. 甲は，外国で販売する目的で，日本国内においてわいせつな写真を所持した。この場合，甲にわいせつ物販売目的所持罪が成立する。
5. 甲は，わいせつな映像が録画されたDVDを販売する目的で雑誌に広告を出し，申し込んできた複数の客から代金の振込みを受け，宅配便で配送する手続を採ったが，配送するトラックが途中で事故を起こしたため，同DVDは，客に届かなかった。この場合，甲にわいせつ物販売罪は成立しない。

【第19問】（配点：2）

次の【事例】における甲の罪責を判例の立場に従って検討し、後記アからオまでの【罪名】のうち、その罪名に係る犯罪（共犯の場合を含む。）が成立するものには1を、成立しないものには2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No. 38】から【No. 42】）

【事例】

甲は、求人広告を見て乙と会い、乙から、銀行で架空人名義の預金口座を開設し、その預金通帳とキャッシュカードを手に入れて乙に渡すというアルバイトを依頼され、これを引き受けた。

その際、甲は、乙から、預金口座を開設する際に身分証明書として呈示するため、甲の顔写真が印刷された架空人A名義の運転免許証を作成する必要があると聞かされたので、甲の顔写真を乙に交付するとともに、甲の知人Bの住所をキャッシュカードの送付先として乙に教えた。乙は、不正に入手したC名義の真正な運転免許証の顔写真の上から甲の顔写真を貼り付け、氏名をA名義に、住所をBの住所にそれぞれ書き換えるなどの加工を施し、甲の顔写真が貼付されたA名義の運転免許証を作成した。同免許証は、一見すると真正なものと見分けがつかないような精巧なものであった。数日後、甲は、乙から、前記運転免許証とAの姓を刻した印鑑を受け取った。その後、甲は、銀行に行き、口座開設申込書にAの氏名及びBの住所等を書いてAの印鑑を押した上、同銀行窓口係丙に対し、Aを装い、同申込書を前記運転免許証と一緒に提出して口座開設を申し込んだ。丙は、甲がAであることを疑うこともなく、かつ、前記運転免許証及び前記口座開設申込書の記載内容が虚偽であると知っていれば口座開設をしなかったのに、これらの内容が真実であるものと誤信し、A名義の口座を開設する手続きを行い、即日窓口で預金通帳を甲に交付し、キャッシュカードについては、Bの住所地宛てに郵送した。甲は、数日後に郵送されたキャッシュカードをBから受け取った後、しばらくの間、自宅に通帳とキャッシュカードを保管し、その後、報酬と引換えに、預金通帳とキャッシュカードを乙に交付した。

【罪名】

- ア. 有印公文書変造・同行使罪【No. 38】
- イ. 有印私文書偽造・同行使罪【No. 39】
- ウ. 詐欺罪【No. 40】
- エ. 有価証券偽造罪【No. 41】
- オ. 盗品等保管罪【No. 42】

【第22問】（配点：3）

次の【事例】中の（ア）から（オ）までの下線部分につき、告訴として有効となる場合には1を、無効となる場合には2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、アからオの順に【No. 46】から【No. 50】）

【事例】

V（平成6年12月5日生、15歳）は、平成22年2月1日、インターネット上で名誉を毀損される被害を受け、すぐに、この被害を母親であるAに告げた。その際、Vは、Aに、この被害を捜査機関に申告する意思及び犯人の処罰を求める意思がないことを告げた。それにもかかわらず、（ア）同月2日、Aは、司法警察員Xに対し、Vが受けた被害を申告して犯人の処罰を求め、この内容を記載した告訴調書を作成してもらった。【No. 46】その後の捜査により、同月10日、犯人がAとVの知人である甲であると判明し、その日のうちに、Aも司法警察員Xから甲が犯人であることを聞いた。そして、その日のうちに、Aは、Vに、犯人が甲である旨を伝えた。その後、Aは、甲から謝罪を受けたため、同年7月20日、前記告訴を取り消した。しかし、（イ）Vは、犯人が甲であるを知った後、次第に甲を処罰してもらいたいという気持ちが高まっていったことから、同年7月31日、知人の司法巡査Yに、口頭で、Vが受けた被害を申告して甲の処罰を求めた。【No. 47】これに対し、司法巡査Yは、Vに、H警察署長を務める司法警察員Z宛てに告訴状を提出するように求めた。その後、Vは、司法巡査Yに対して被害を申告して甲の処罰を求めたこと及び司法警察員Z宛てに告訴状を提出するように求められたことをAに伝えた。そのため、（ウ）Aは、再度、考えを改め、同年8月5日、司法警察員Z宛てに、Vが受けた被害を申告して甲の処罰を求める旨の告訴状を提出した。【No. 48】さらに、（エ）Vも、同年8月20日、司法警察員Z宛てに、Vが受けた被害を申告して甲の処罰を求める旨の告訴状を提出した。【No. 49】その後、Vの父親であるBは、同年9月1日に初めてVが甲から名誉毀損の被害を負わされたことを知った。そして、（オ）Bは、同月2日、司法警察員Z宛てに、Vが受けた被害を申告して甲の処罰を求める旨の告訴状を提出した。【No. 50】なお、甲にVを被害者とする名誉毀損罪が成立することに争いはないものとする。

【第23問】（配点：3）

次の【弁解録取書の記載内容】は、殺人を被疑事実とする逮捕状に基づいて司法警察員により逮捕された被疑者甲野太郎の事件に関し、H警察署司法警察員Xが、被疑者の弁解を聴取して作成した弁解録取書の記載内容の抜粋である。この弁解録取書に記載された①から⑤までの司法警察員Xの措置に関する後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。（解答欄は、【No. 51】）

【弁解録取書の記載内容】

本籍，住居，職業，氏名，生年月日欄（省略）

本職は，平成23年2月3日午前10時10分ころ，H警察署において，上記の者に対し，①逮捕状記載の犯罪事実の要旨及び②弁護人を選任することができる旨を告げるとともに，

- ③ 1 引き続き勾留を請求された場合において貧困等の事由により自ら弁護人を選任することができないときは，裁判官に対して弁護人を請求できる旨
- 2 裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨
- 3 その資力が基準額以上であるときは，あらかじめ，弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨

を教示し，さらに，弁護人又は弁護人となろうとする弁護士と接見したいことを申し出れば，直ちにその旨をこれらの者に連絡する旨を告げた上，④弁解の機会を与えたところ，任意次のとおり供述した。

- 1 私がVさんを殺したことは間違いありません。
- 2 弁護人をお願いできる権利があることは聞きました。お金がないので，国選でお願いします。

甲 野 太 郎 指印

以上のとおり⑤録取して読み聞かせた上，閲覧させたところ，誤りのないことを申し立て，各葉の欄外に指印した上，末尾に署名・指印した。

前 同 日

司法警察員署名押印欄（省略）

【記 述】

- ア．①につき，刑事訴訟法の規定上，司法警察員Xは，直ちに犯罪事実の要旨を告げるように求められている。
- イ．②につき，刑事訴訟法の規定上，司法警察員Xは，弁護人を選任することができる旨を告げるように求められている。
- ウ．③につき，刑事訴訟法の規定上，司法警察員Xは，③の1から3までの事項を教示するように求められていない。
- エ．④につき，刑事訴訟法の規定上，司法警察員Xは，被疑者甲野太郎に，弁解の機会を与えるように求められていない。
- オ．⑤につき，刑事訴訟法の規定上，司法警察員Xは，弁解録取書を作成して，これを読み聞かせた上で，閲覧させることが求められている。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

〔第28問〕（配点：4）

次の【事例】に登場する後記甲、乙、丙、丁及び戊の5名につき、公判請求された公訴事実の全部又は一部について明らかに刑事訴訟法第89条に規定された権利保釈が認められないものには1を、それ以外のものには2を選びなさい。なお、いずれも、勾留は継続されているものとする。（解答欄は、甲から戊の順に〔No. 60〕から〔No. 64〕）

【事 例】

甲は、詐欺の罪により懲役8年の刑に処せられ、乙は、強盗致傷の罪により懲役7年の刑に処せられ、丙は、器物損壊の罪により懲役1年の刑に処せられ、いずれも、同じ刑事施設に収容されて顔見知りとなった。甲、乙及び丙は、いずれも平成21年中に刑の執行を終了し、その後、それぞれH市内に住居を定めて生活していた。

平成22年7月2日、甲及び乙が甲の自宅で住居不定の丁と一緒に食事をしていたところ、丙がH市内に住居を有する戊を連れて遊びに来た。その後、甲、乙、丙、丁及び戊の5名は、雑談をしていたが、その途中、他人の住居に侵入して金品を窃取する旨の謀議が成立した。そして、同日午後10時、甲、乙、丙、丁及び戊の5名は、H市内に所在するVの住居に侵入して金品を窃取したが、Vの住居を出たところで、警察官の職務質問を受けて犯行を自白し、住居侵入、窃盗の事実により緊急逮捕された。その後、甲、乙、丙、丁及び戊の5名は、同月3日中にH地方検察庁検察官に送致されて勾留を請求された上、緊急逮捕された事実と同一の住居侵入、窃盗の事実により勾留され、同月12日、勾留された事実と同一の住居侵入、窃盗の事実により公判請求された。

甲、乙及び丁の3名には余罪がなかったが、丙には、H市内で連続して車のタイヤをパンクさせた余罪、戊には、知人を包丁で突き刺して傷害を負わせた余罪があった。そのため、丙は、同月13日、暴力行為等処罰に関する法律第1条の3に違反する事実で逮捕され、同月14日中にH地方検察庁検察官に送致されて勾留請求された上、逮捕された事実と同一の同法律第1条の3に違反する事実により勾留され、同月23日、勾留された事実と同一の同法律第1条の3に違反する事実により公判請求された。一方、戊は、同年7月13日、殺人未遂の事実で逮捕され、同月14日中にH地方検察庁検察官に送致されて勾留請求された上、逮捕された事実と同一の殺人未遂の事実により勾留され、同月23日、殺人未遂の事実ではなく、傷害の事実により公判請求された。

なお、甲、乙及び丙については、前記前科以外の前科がなく、丁及び戊については、前科がないものとし、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれについても、逃亡のおそれは認められるが、「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」及び「被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足る相当な理由」は認められないものとする。

（参照条文）暴力行為等処罰に関する法律

第1条ノ3 常習トシテ刑法第204条、第208条、第222条又ハ第261条ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ1年以上15年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ3月以上5年以下ノ懲役ニ処ス

〔第30問〕（配点：3）

次の【事例】は、甲に対する殺人被告事件の冒頭手続における法廷でのやり取りである。この法廷でのやり取りに関する後記アからエまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選りなさい。（解答欄は、〔No. 66〕）

【事 例】

裁判長「それでは開廷します。被告人は証言台の前に立ちなさい。」

裁判長「名前は何と言いますか。」①

被告人「甲と言います。」

裁判長「本籍、住所はどこですか。」

被告人「本籍は、H市I町1番です。住所も同じです。」

裁判長「職業は何ですか。」

被告人「無職です。」

裁判長「生年月日はいつですか。」

被告人「昭和30年1月1日です。」

裁判長「それでは、検察官、起訴状を朗読してください。」

検察官「公訴事実。被告人は、平成20年6月10日ころ、H市I町1番被告人方において、Vに対し、殺意をもって、持っていたナイフでその胸部を突き刺し、よって、同日ころ、同所において、同人を胸部刺傷に基づく失血により死亡させて殺害したものである。罪名及び罰条。殺人。刑法第199条。」②

裁判長「被告人には黙秘権という権利があります。被告人は終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができます。また、言いたいことを言うことができますが、この公判廷での被告人の陳述は、被告人にとって不利益な証拠とも利益な証拠ともなることを承知してください。」③

裁判長「それでは、まず被告人に聞きますが、今、検察官が述べた内容に間違いありませんか。」

被告人「間違いありません。」

裁判長「弁護士、御意見はいかがですか。」④

弁護士「被告人と同じです。」

裁判長「それでは、これで冒頭手続を終わり、証拠調手続に入ります。」

【記 述】

ア. ①は、裁判長が、被告人として出頭している者が起訴状に表示された者と同一であるかどうかを確かめるために行った質問の一環であり、こうした人定質問を行うことは法令上要求されている。

イ. ②は、法令上、検察官が、裁判長の訴訟指揮に基づき、起訴状に記載された公訴事実を要約して告げる方法でも行うことができる。

ウ. ③は、裁判長が、被告人に対し、言いたいことを言うことができることや、公判廷での陳述が被告人にとって不利益な証拠とも利益な証拠ともなることを告げなくても、法令に違反するものではない。

エ. ④は、裁判長が、その訴訟指揮によって、弁護人の意見を確かめるために事実上行ったものであり、法令上要求されているものではない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

〔第31問〕（配点：2）

裁判員の参加する刑事裁判（以下「裁判員裁判」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 67〕）

- ア. 裁判員裁判の対象事件として法律で定められた殺人罪に係る事件については、裁判官のみの合議体で取り扱うことはできない。
- イ. 裁判員裁判においては、裁判官及び裁判員の合議により、事実の認定、法令の解釈、法令の適用及び刑の量定を行う。
- ウ. 裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人とされているが、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができる。
- エ. 裁判員裁判の対象事件の被告人が、裁判員の参加する合議体ではなく、裁判官のみの合議体による審理を受けることを申し立てた場合には、地方裁判所は、当該事件を裁判官のみの合議体で取り扱う旨の決定をしなければならない。
- オ. 裁判員の関与する判断のための評議において、その判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるので、裁判員のみが被告人を有罪とする意見である場合には、被告人は無罪となる。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

〔第32問〕（配点：2）

被害者に対する配慮に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。なお、記述中の証人の遮へい措置は刑事訴訟法第157条の3に、ビデオリンク方式は同法第157条の4に、それぞれ規定されているものをいう。（解答欄は、〔No. 68〕）

- ア. 裁判所は、強制わいせつ罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるが、この場合において、被害者は、あらかじめ、検察官にこの申出をしなければならない。
- イ. 公判期日において、被害者の被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述がなされた場合、裁判所は、この陳述を犯罪事実の認定のための証拠とすることはできない。
- ウ. 検察官は、検察官請求に係る証拠書類を弁護人に閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉が著しく害されるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、起訴状に記載された被害者特定事項を被告人に知られないようにすることを求めることができる。
- エ. ビデオリンク方式によった上で被告人から証人の状態を認識できなくする証人の遮へい措置が採られても、映像と音声の受送信を通じてであれ、被告人は、証人の供述を聞くことはでき、自ら尋問することもでき、弁護人による証人の供述態度等の観察は妨げられないのであるから、被告人の証人審問権は侵害されていない。
- オ. 証人の遮へい措置を採ることができるのは、強制わいせつ等の性犯罪の被害者に限定されないが、ビデオリンク方式による証人尋問が認められるのは、性犯罪の被害者に限定されている。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

〔第34問〕（配点：3）

被告人甲が、被害者V宅において、Vを包丁で突き刺して殺害したという事件に関し、後記aからfまでの【証拠】についての後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、〔No. 70〕）

【証 拠】

- a. V宅でVを包丁で突き刺した旨の甲が作成した供述書
- b. 事件直前、V宅を訪ねてきた甲を応接間に通した後、しばらくして、Vの叫び声が聞こえ、応接間を確認したところ、倒れているVを発見した旨のVの妻Aの供述を録取した書面
- c. Vの妻A立会いのもとで、司法警察職員が任意処分として行った検証の結果を記載した書面
- d. 犯行現場に遺留されていた包丁
- e. 前記包丁に付着していた血液のDNA型がVのものと一致する旨の鑑定の結果を記載した書面
- f. 甲宅から押収した日記（事件前日の欄に、「Vと口論となった挙句、拳で顔面を殴られた。許せない。」と記載のあるもの。）

【記 述】

ア. a, b, c及びeは、証拠書類であるから、その取調べをするについては、朗読又はその要旨を告げる必要があり、d及びfは、証拠物であるから、その取調べをするについては、示させる必要があるがそれで足り、fの記載内容を立証する場合であっても、これを朗読する必要はない。

イ. 直接証拠とは、犯罪事実の存在を直接証明する証拠であるから、aからfの中で、直接証拠は、aのみである。

ウ. aは、甲が体験した事実を、甲自ら記載した書面であるから、伝聞証拠には当たらない。

エ. 刑事訴訟法第321条第3項の「検証の結果を記載した書面」とは、裁判官の発する令状により行った検証の結果を記載した書面を意味するから、捜査機関が任意処分として行った検証の結果を記載した書面であるcは、同項の「検証の結果を記載した書面」には該当しない。

オ. eは、伝聞証拠ではあるが、刑事訴訟法第321条第4項の「鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したもの」に当たるから、鑑定人の証人尋問を経ることなく、証拠とすることができる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【第36問】（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、裁判所が公判廷において鑑定を命じた鑑定人によって鑑定書が作成された場合に、その鑑定書を公判廷においてどのような手続により取り調べるのかという問題に関するものである。この見解について述べた後記のアからカまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No. 72]）

【見 解】

- Ⅰ. 裁判所は、当事者の取調べ請求を待たず、鑑定書を公判廷において取り調べる必要がある。
- Ⅱ. 裁判所は、鑑定書を公判廷において取り調べるためには、原則として、当事者からその取調べ請求を受ける必要がある。

【記 述】

- ア. Ⅱ説は、鑑定書が公判準備における鑑定人の尋問の結果を記載した書面と実質上何ら変わらないとして、公判準備における証人尋問等の結果を記載した書面の取調べ手続と同様にすべきと考えるものである。
- イ. Ⅱ説は、鑑定書の取調べを当事者の意思にかからしめることが証拠調べにおける当事者主義からみて当然のことであると考えられるものである。
- ウ. Ⅰ説は、裁判所が鑑定書による報告を命じたことにつき、当然その鑑定書の取調べを予定しているものであると考えるものである。
- エ. Ⅱ説によれば、鑑定請求をした弁護人が、鑑定書の取調べ請求をする旨の意見を述べた場合、その請求は、鑑定書を取り調べることに同意する旨の意見と解することになる。
- オ. Ⅰ説によれば、弁護人及び検察官のいずれもが、鑑定書の取調べ請求をしない旨の意見を述べた場合、裁判所は、職権で、刑事訴訟法第321条第4項の手続を履践すべく、鑑定人を証人として尋問する旨の決定をしなければならない。
- カ. Ⅱ説によれば、鑑定請求をした弁護人が、鑑定書の取調べ請求をしない旨の意見を述べ、検察官が、鑑定書の取調べ請求をする旨の意見を述べた場合、検察官は、裁判所に鑑定書を取り調べてもらうためには、刑事訴訟法第321条第4項の立証手続として鑑定人を証人として尋問する旨の請求をする必要がある。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エカ 6. オカ

【第37問】（配点：2）

第1回の公判期日前の証人尋問に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 73]）

- ア. 検察官は、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、取調べに対して出頭又は供述を拒んだ場合には、その者が当該犯罪の被害者であったとしても、第1回の公判期日前に限り、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
- イ. 弁護人は、被告人のアリバイを供述する証人に海外赴任の予定があるなど、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときでも、第1回の公判期日前に、裁判官に証人の尋問を請求することはできない。
- ウ. 検察官は、司法警察員の取調べに対して任意の供述をした犯罪の目撃者が、その供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合において、圧迫を受けて公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがある場合に限り、第1回の公判期日前に、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
- エ. 裁判官は、検察官の請求による第1回の公判期日前の証人尋問を行う際、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち会わせなければならない。
- オ. 裁判官は、第1回の公判期日前の証人尋問請求において、召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

【第38問】（配点：2）

次のアからカまでの各手続のうち、被疑者の勾留及び被告人の勾留のいずれについても刑事訴訟法上認められるものは、幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。（解答欄は，【No. 74】）

ア．保釈

イ．勾留の取消し

ウ．勾留理由開示

エ．検察官による勾留請求

オ．弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者以外の者との接見等の制限

カ．勾留の執行停止

- 1． 1個 2． 2個 3． 3個 4． 4個 5． 5個 6． 6個

公法系科目の正解及び配点

問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考
1	1	2	2		14	26	1	3	2問正解で 部分点1点	26	76	2		3問正解で 部分点2点
2	2	3	2		15	27	1			27	77	2		
3	3	5	2		16	28	2			28	78	1	3	
4	4	4	2		17	29	1			29	79	1		
5	5	2		2問正解で 部分点1点	18	30	1	3	2問正解で 部分点1点	30	80	2		
6	6	1	3		19	31	2			31	81	2		3問正解で 部分点2点
7	7	1			20	32	4	2		32	82	1	3	
8	8	1		2問正解で 部分点1点	21	33	5	2		33	83	2		
9	9	2	3		22	34	5	2		34	84	1	2	
10	10	1			23	35	2			35	85	2	3	
11	11	2	3	2問正解で 部分点1点	24	36	1	3	2問正解で 部分点1点	36	86	7	2	
12	12	1			25	37	2			37	87	4	2	
13	13	1				38	2				満 点			100
14	14	2	3	2問正解で 部分点1点		39	2	3	2問正解で 部分点1点					
15	15	2	3			40	1							
16	16	1				41	7	2						
17	17	2	2			42	2							
18	18	7	2			43	2	3	3問正解で 部分点2点					
19	19	1	3	2問正解で 部分点1点		44	2							
20	20	2				45	1							
21	21	2				46	5	2						
22	22	2				47	6	2						
23	23	1	3	2問正解で 部分点1点		48	1							
24	24	1				49	1	3	3問正解で 部分点2点					
25	25	2	2			50	1							
						51	2							

【2011年・短答式試験・データリサーチ 公法系科目解答率一覧】

No	各選択肢解答率							
	1	2	3	4	5	6	7	8
1	1.7	91.1	0	0	0.3	6.1	0	0
2	39.6	2.4	39.2	0.7	8.5	1	8.2	0
3	2	3.1	1.7	1	55.3	22.9	9.9	3.8
4	17.7	24.9	23.9	24.2	3.8	1	1	3.1
5	2	97.6	0	0	0	0	0	0
6	86.7	13	0	0	0	0	0	0
7	73.7	25.9	0	0	0	0	0	0
8	80.9	18.8	0	0	0	0	0	0
9	9.2	90.4	0	0	0	0	0	0
10	84.3	15.4	0	0	0	0	0	0
11	46.1	53.2	0	0.3	0	0	0	0
12	82.3	17.4	0	0	0	0	0	0
13	82.9	16.7	0	0	0	0	0	0
14	12.3	87.4	0	0	0	0	0	0
15	3.1	96.6	0	0	0	0	0	0
16	94.5	5.1	0	0	0	0	0	0
17	3.1	79.9	0	11.3	0.7	3.4	0.3	1
18	0.3	0.3	2.7	0.7	0.3	0.3	89.8	5.1
19	78.8	20.5	0	0	0	0	0.3	0
20	4.4	95.2	0	0	0	0	0	0
21	2.7	96.9	0	0	0	0	0	0
22	23.2	76.5	0	0	0	0	0	0
23	65.5	34.1	0	0	0	0	0	0
24	95.6	3.8	0	0.3	0	0	0	0
25	4.1	62.5	1.4	19.5	0.7	6.5	0.3	4.8
26	92.2	7.5	0	0	0	0	0	0
27	55.3	44.4	0	0	0	0	0	0
28	1.7	98	0	0	0	0	0	0
29	98.3	1.4	0	0	0	0	0	0
30	97.3	2.4	0	0	0	0	0	0
31	13.3	86	0	0.3	0	0	0	0
32	0	11.9	1.4	85	0	0	0	1
33	20.8	0.7	5.1	4.1	67.9	1	0	0
34	7.5	5.5	0.3	1	62.8	19.8	2	0.7
35	35.8	63.8	0	0	0	0	0	0
36	98.6	0.7	0	0	0	0	0	0
37	5.5	94.2	0	0	0	0	0	0
38	8.9	90.8	0	0	0	0	0	0
39	15.7	84	0	0	0	0	0	0
40	96.2	3.1	0	0	0.3	0	0	0
41	4.1	0.7	1.4	0	61.4	5.1	24.2	2.7
42	94.5	5.1	0	0	0	0	0	0
43	1.7	98	0	0	0	0	0	0
44	10.2	89.4	0	0	0	0	0	0
45	58	41	0	0	0.7	0	0	0
46	1	0	1	0.7	56	18.1	17.4	5.5
47	1	6.5	0.3	5.5	0.7	43	1.4	41.3
48	83.3	16	0	0	0	0	0	0
49	99.7	0	0	0	0	0	0	0
50	93.9	5.8	0	0	0	0	0	0
51	7.5	92.2	0	0	0	0	0	0
52	68.9	30.7	0	0	0	0	0	0
53	80.5	19.1	0	0	0	0	0	0
54	48.8	50.9	0	0	0	0	0	0
55	71.3	28	0.3	0	0	0	0	0
56	7.2	11.3	30.7	32.8	1.7	3.1	6.8	5.8
57	22.5	77.1	0	0	0	0	0	0
58	26.3	73.4	0	0	0	0	0	0
59	86.3	13.3	0	0	0	0	0	0
60	6.1	93.5	0	0	0	0	0	0
61	42	57.7	0	0	0	0	0	0
62	93.5	6.1	0	0	0	0	0	0
63	2.4	97.3	0	0	0	0	0	0
64	6.8	92.2	0	0.3	0.3	0	0	0
65	5.1	31.7	9.6	42	2.7	2.7	1.7	4.1
66	31.4	45.1	7.2	10.2	1.7	3.1	0.7	0.3
67	76.8	22.9	0	0	0	0	0	0
68	70.6	29	0	0	0	0	0	0
69	81.6	18.1	0	0	0	0	0	0
70	19.1	80.5	0	0	0	0	0	0
71	66.6	32.1	0	0	0	0	0	0
72	85.3	13.3	0	0	0	0	0	0
73	73.7	24.9	0	0	0	0	0	0
74	28.3	69.6	0	0.3	0	0	0	0
75	5.8	37.5	9.6	40.3	1.7	1.7	0.3	1.7
76	68.3	29.4	0	0	0	0	0	0
77	3.4	94.5	0	0	0	0	0	0
78	82.9	15	0	0	0	0	0	0
79	71	26.6	0	0	0	0	0	0
80	0.7	97.6	0	0	0	0	0	0
81	34.8	63.5	0	0	0	0	0	0
82	94.2	4.1	0	0	0	0	0	0
83	1.4	96.9	0	0	0	0	0	0
84	86.7	2.7	0.7	8.2	0	0	0	0
85	2	79.2	1.7	15.7	0	0	0	0
86	4.4	0.3	20.1	3.4	5.5	1.7	51.5	11.6
87	9.2	19.1	28	37.2	1.4	2	0.7	1

民事系科目の正解及び配点

問	No	正解	配点	備考	問	No	正解	配点	備考	問	No	正解	配点	備考
1	1	4	2	順 (部分点 1 点)	19	26	4	2		41	51	2	2	
	2	5			20	27	2	2		42	52	5	2	
2	3	5	2		21	28	1	2		43	53	1	2	
3	4	2	2		22	29	4	3		44	54	3	2	
4	5	1	2		23	30	3	2		45	55	3	2	順 不 同 (部分点 1 点)
5	6	2	2	順 (部分点 1 点)	24	31	2	2		46	56	4	2	
	7	5			25	32	3	2		47	57	5	2	
6	8	3	2	順 不 同 (部分点 1 点)	26	33	2	2		48	58	3	2	順 不 同 (部分点 1 点)
	9	4			27	34	5	2		49	59	5	2	
7	10	2	3		28	35	3	2		50	60	4	2	
8	11	4	2		29	36	3	2		51	61	4	2	
9	12	3	2	順 不 同 (部分点 1 点)	30	37	4	2		52	62	2	2	
	13	4			31	38	3	2		53	63	2	2	
10	14	3	2	順 不 同 (部分点 1 点)	32	39	1	2	順 不 同 (部分点 1 点)	54	64	4	2	
	15	5			33	40	5			55	65	5	2	
11	16	5	2		34	41	4	2	順 不 同 (部分点 1 点)	56	66	5	2	
12	17	5	2		35	42	5			57	67	2	2	
13	18	1	2		36	43	2	2		58	68	3	2	
14	19	3	2	順 不 同 (部分点 1 点)	37	44	4	2		59	69	2	2	
	20	5			38	45	3	2	順 不 同 (部分点 1 点)	70	70	5	2	
15	21	3	2		39	46	5			71	71	3	2	順 不 同 (部分点 1 点)
16	22	4	2		40	47	2	2		72	72	4	2	
17	23	4	2		41	48	3	2		73	73	2	2	
18	24	1	2	順 不 同 (部分点 1 点)	42	49	1	2		74	74	4	2	
	25	4			43	50	2	2		75	75	5	2	
										満 点				
										150				

【2011年・短答式試験・データリサーチ 民事系科目解答率一覧】

※網掛けセル：順不同問題を表します。

No	各選択肢解答率							
	1	2	3	4	5	6	7	8
1	11.6	8.2	24.9	54.3	0.7	0	0	0
2	0.7	0.7	1	31.1	66.2	0	0	0
3	3.1	0.7	27.6	4.4	63.8	0	0	0
4	7.2	85.7	0	5.1	1.7	0	0	0
5	81.6	11.3	6.5	0.3	0	0	0	0
6	1.7	90.8	3.4	3.1	0.7	0	0	0
7	0.3	1.4	23.5	29	45.4	0	0	0
8	32.4	3.1	55.3	6.9	0	0	0	0
9	0.7	2	10.9	71	15	0	0	0
10	2	90.1	2.4	1	4.1	0	0	0
11	2	7.5	1.4	87.7	1	0	0	0
12	0.3	3.1	89.8	6.5	0	0	0	0
13	0	0.3	1	90.1	8.2	0	0	0
14	4.8	3.4	89.8	1	0.7	0	0	0
15	0	0.3	2.7	3.1	93.5	0	0	0
16	0.7	0.3	1	7.8	89.8	0	0	0
17	0.7	0.7	0.3	4.8	93.2	0	0	0
18	68.3	3.1	15	4.1	9.2	0	0	0
19	9.6	7.5	79.5	2	1	0	0	0
20	0.3	0.3	10.2	3.8	85	0	0	0
21	1	1	88.1	3.1	6.5	0	0	0
22	2.4	7.8	2	68.3	19.1	0	0	0
23	1.4	4.4	15.7	43.3	34.8	0	0	0
24	91.1	1.4	4.8	2.4	0	0	0	0
25	0.3	1	4.4	91.8	2	0	0	0
26	0.3	25.3	19.1	50.9	4.1	0	0	0
27	1.7	94.5	1	2.4	0	0	0	0
28	82.6	1.7	8.5	6.8	0	0	0	0
29	2.7	2.7	6.5	32.8	54.6	0	0	0
30	2.7	2.7	58.7	3.1	32.4	0	0	0
31	6.5	86.7	4.4	2	0	0	0	0
32	0.7	0	93.9	2.7	2.4	0	0	0
33	17.1	52.2	24.9	5.5	0	0	0	0
34	3.8	7.2	2.4	4.1	82.3	0	0	0
35	1.4	5.1	76.1	17.1	0	0	0	0
36	11.3	15	66.2	7.2	0	0	0	0
37	1.7	0.7	5.8	90.1	1.4	0	0	0
38	6.5	0.7	88.1	1.7	2.4	0	0	0
39	91.1	2.7	0.7	4.1	0.3	0	0	0
40	0	3.1	3.1	13	79.9	0.3	0	0
41	26.6	5.1	16	50.2	1.4	0	0	0
42	1.4	0.7	2.4	13.3	81.6	0	0	0
43	6.1	74.1	7.5	5.5	6.1	0	0	0
44	25.9	3.8	5.5	45.1	19.1	0	0	0
45	10.2	9.9	71.3	7.2	0.7	0	0	0
46	0.3	0.7	4.1	3.8	90.4	0	0	0
47	2.7	91.1	0.3	2	3.4	0	0	0
48	0.7	2.7	90.1	4.4	1.7	0	0	0
49	66.6	8.9	5.8	17.4	1	0	0	0
50	6.1	54.9	2	24.6	11.6	0	0	0
51	1.4	94.2	0.3	0.3	3.1	0	0	0
52	0.3	0	4.4	16	78.8	0	0	0
53	89.8	4.1	2	2.4	1.4	0	0	0
54	5.8	4.1	62.5	17.4	9.9	0	0	0
55	15.7	21.8	43.3	18.8	0	0	0	0
56	0	2	7.5	59.7	30.4	0	0	0
57	0.3	0.7	2.7	7.2	88.7	0	0	0
58	30.4	31.4	30.7	7.2	0	0	0	0
59	0.3	4.4	20.1	61.1	13.7	0	0	0
60	11.3	8.9	21.2	31.1	27	0	0	0
61	1.4	2.4	26.6	63.1	5.8	0	0	0
62	0.7	88.1	7.2	0.3	3.4	0	0	0
63	8.9	59.7	6.1	18.4	6.5	0	0	0
64	10.9	17.7	18.8	40.3	11.9	0	0	0
65	8.2	6.1	2.7	1	81.6	0	0	0
66	10.6	6.8	3.8	29.4	49.1	0	0	0
67	13.3	63.1	5.5	6.1	11.6	0	0	0
68	1.7	0.7	70	22.9	4.4	0	0	0
69	4.4	80.5	7.8	4.1	2.7	0	0	0
70	0.7	9.9	48.1	7.8	33.1	0	0	0
71	4.1	10.6	80.9	4.1	0	0	0	0
72	0.3	0	7.5	82.6	9.2	0	0	0
73	11.9	56.7	18.8	11.8	0.3	0	0	0
74	0.7	0.3	3.8	78.2	16.7	0	0	0
75	1.7	27	1.7	0	68.9	0.3	0	0
76	1.4	18.8	63.5	13.7	2.4	0	0	0
77	34.5	55.6	6.8	2.7	0	0	0	0
78	1.7	2	20.1	70	5.8	0	0	0
79	93.2	1.4	0.7	4.1	0.3	0	0	0
80	0.7	2	2.4	10.9	83.6	0	0	0
81	22.9	62.1	5.1	1.4	7.8	0	0	0
82	9.6	82.6	4.4	3.1	0	0	0	0
83	0	7.5	11.9	31.7	48.5	0	0	0
84	16.7	79.9	3.1	0	0	0	0	0
85	0	8.5	79.2	11.9	0	0	0	0
86	92.8	4.1	1.7	1	0	0	0	0
87	0.7	5.1	89.1	0.7	4.1	0	0	0
88	10.2	20.8	58.7	9.6	0.3	0	0	0
89	0	1.7	9.8	13.3	75.1	0	0	0
90	1	0.3	24.9	72.4	1	0	0	0
91	6.1	10.9	81.2	1	0.3	0	0	0
92	0	0.3	12.6	80.5	6.1	0	0	0
93	3.4	63.1	8.2	20.1	4.8	0	0	0
94	78.2	4.8	15.7	0	0	0	0	0
95	0.3	1.4	74.7	22.5	0.3	0	0	0

刑事系科目の正解及び配点

問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考	問	No	正解	配点	備 考
1	1	3	2	順 不 同 (部分点なし)	12	26	3	2	順 不 同 (部分点なし)	23	51	3	3		40	76	4	2	100
	2	5		13	27	3	3	24		52	3	2							
	3	1			28	5		53		2									
2	4	2		4問正解で 部分点2点	14	29	3	3	順 不 同 (部分点なし)	25	54	1	3 部分点なし						
	5	2	3			30	5	55	1										
	6	1			31	2	2	順 不 同 (部分点なし)	56	2									
	7	1			32	5	57	1											
					33	4	3	26	58	4	2								
3	8	3	2	順 不 同 (部分点なし)	16	34	1	3	順 不 同 (部分点なし)	27	59	4	2						
4	10	3	2		17	35	4		順 不 同 (部分点なし)		60	2							
5	11	2		順 不 同 (部分点なし)	18	36	1	2	順 不 同 (部分点なし)	28	61	1	3問以上正解 で部分点2点						
	12	3	3			37	3	62	1		4								
6	13	5	2			38	2				63	1							
7	14	1	3	順 不 同 (部分点なし)	19	39	1		部分点なし		64	2							
	15	3		40		1	2	29		65	3	3							
8	16	5	2			41	2			30	66	2	3						
9	17	2		順 不 同 (部分点なし)	20	42	2		順 不 同 (部分点なし)	31	67	5	2						
	18	4	3			43	1	3		32	68	5	2						
10	19	2		4問正解で 部分点2点	21	44	5		3 部分点なし	33	69	5	2						
	20	1				45	4	2		34	70	2	3						
	21	1	3		46	1		35		71	4	2							
	22	2			47	2		36		72	2	3							
11	23	2		22	48	2	3	3 部分点なし	37	73	2	2							
	24	2			49	2			38	74	4	2							
	25	3			50	1			39	75	2	3							

【2011年・短答式試験・データリサーチ 刑事系科目解答率一覧】

※網掛けセル：順不同問題を表します。

	各選択肢解答率							
	1	2	3	4	5	6	7	8
1	5.1	10.6	80.9	2.4	0.7	0	0	0
2	0.3	0.7	6.1	4.1	88.4	0	0	0
3	86.7	13	0	0	0	0	0	0
4	11.3	88.4	0	0	0	0	0	0
5	7.5	91.8	0.3	0	0	0	0	0
6	97.6	2	0	0	0	0	0	0
7	94.2	5.1	0.3	0	0	0	0	0
8	13.3	5.1	80.2	1	0	0	0	0
9	0	0.7	12.3	80.9	5.8	0	0	0
10	0.7	0.7	97.6	0.7	0	0	0	0
11	1.4	64.5	32.8	0.3	0.7	0	0	0
12	0.3	1.4	59.7	2.4	35.8	0	0	0
13	2.4	2.4	1.4	17.1	76.5	0	0	0
14	76.8	3.1	18.8	0.7	0	0	0	0
15	1	1	64.8	1.4	31.4	0	0	0
16	0	0.3	1	1	97.3	0	0	0
17	12.6	68.3	16.7	2	0	0	0	0
18	0.3	6.8	8.5	81.2	2.7	0	0	0
19	13.7	86	0	0	0	0	0	0
20	93.9	5.8	0	0	0	0	0	0
21	89.4	10.2	0	0	0	0	0	0
22	21.8	77.8	0	0	0	0	0	0
23	10.9	88.4	0.3	0	0	0	0	0
24	1.4	94.5	3.1	0.3	0.3	0	0	0
25	0	0.3	64.2	3.8	31.4	0	0	0
26	3.4	7.8	54.6	13.3	19.8	0	0	0
27	19.8	37.9	41.6	0.3	0	0	0	0
28	0.3	2.4	50.2	2.4	44.4	0	0	0
29	2	7.8	84.6	4.4	0.3	0	0	0
30	0.7	1	2	8.5	87	0	0	0
31	16.7	81.2	1	0	0.3	0	0	0
32	0.3	16.4	9.6	33.8	39.6	0	0	0
33	2.7	0.3	9.2	84.3	3.1	0	0	0
34	84.6	4.1	9.6	1.4	0	0	0	0
35	1	1.7	8.9	86	2	0	0	0
36	83.3	1.4	14.7	0.3	0	0	0	0
37	0.7	1.4	78.8	15.7	2.7	0	0	0
38	42.7	56.7	0	0	0	0	0	0
39	91.5	7.8	0	0	0	0	0	0
40	97.3	2	0	0	0	0	0	0
41	3.4	95.6	0.3	0	0	0	0	0
42	8.5	90.4	0.3	0	0	0	0	0
43	88.7	3.8	6.1	0.3	0.3	0	0	0
44	0	1.4	13.3	12.6	72	0	0	0
45	0	2.4	1.7	94.2	1.4	0	0	0
46	81.2	18.1	0	0	0	0	0	0
47	52.9	46.1	0.3	0	0	0	0	0
48	14.7	84.6	0	0	0	0	0	0
49	58.4	39.9	0	0	0	0	0	0
50	71.3	27	0.7	0	0	0	0	0
51	0.3	2	26.6	47.4	20.5	2.7	0	0
52	0.3	0.3	95.2	0	3.8	0	0	0
53	19.5	80.2	0	0	0	0	0	0
54	81.9	17.7	0	0	0	0	0	0
55	96.9	2.7	0	0	0	0	0	0
56	13.7	86	0	0	0	0	0	0
57	94.2	5.5	0	0	0	0	0	0
58	1.7	11.9	18.8	61.8	5.5	0	0	0
59	2.7	10.2	3.8	65.9	17.1	0	0	0
60	56.3	41	0	0	0	0	0	0
61	62.5	34.5	0	0	0	0	0	0
62	44.7	52.2	0	0	0	0	0	0
63	42.7	54.3	0	0	0	0	0	0
64	58	39.2	0	0	0	0	0	0
65	0.7	1	91.1	1.4	5.5	0	0	0
66	1.4	34.5	43	18.4	2.4	0	0	0
67	4.8	27.3	2.7	8.9	56	0	0	0
68	3.1	69.3	1.4	0.7	25.3	0	0	0
69	1	4.4	0.3	0.3	93.5	0	0	0
70	22.5	53.9	18.1	3.4	1	0.7	0	0
71	0.3	11.9	1	83.6	2.7	0	0	0
72	1.4	41	3.4	5.5	22.9	24.6	0	0
73	31.4	55.3	1	2.7	8.5	0	0	0
74	2.7	9.9	51.5	29	5.5	1	0	0
75	6.8	81.6	2.7	5.8	2.7	0	0	0
76	1.7	8.2	1	86	2.7	0	0	0